

二重下線部が拡充の内容です。

1 事業主体

助成対象は農家組合・水利組合等で渇水対策を行う場合を対象とします（自治区ではなく農業者を主体とする団体）。

また、次の条件を満たす農業者（個人）も助成対象とます。

→ 「魚沼ブランド推奨品に登録のある園芸品目」(※)において、市内生産組合に加盟している農業者

※ ① 深雪なす ② ユリ ③ 山菜三品目（ふきのとう、たらの芽、うるい）

※ 農業者の補助対象経費は、該当する園芸品目のほ場への用水確保等にかかる経費とします。

2 支援内容

(1) かん水用に使用する井戸活用事業Ⅰ型

- ① 市所有の消雪用井戸を農作物のかん水に活用した場合、電気料及び開栓費用は市の全額負担となります。
- ② 個人・集落等で所有の井戸を農作物のかん水用に活用した場合、電気料の100%の額（電気料の基本料金は除く）。

(2) かん水用に使用する井戸活用事業Ⅱ型

(1)の活用にあたり基幹水路やため池等に給水するために必要な送水管等の設置費用（購入及び借上料）の60%の額（消費税額を除いた金額）。

(3) かん水用機械等設置事業

基幹水路やため池等へ取水する場合に使用したポンプ車・ポンプ等の借上・購入に関する経費のうち次に掲げる経費（消費税額を除いた金額）。

- ① 【運転等】取水のためポンプ車・ポンプ等に使用した燃料費（ガソリン・軽油等）及び人件費の50%の額

※ 人件費を補助申請する場合は根拠となる資料を整えること

（明細、作業日誌、作業写真、請求書、領収書等）

裏面あり

- ② 【借上】取水のために借り上げたポンプ車・ポンプ等のレンタル料金とし、次の計算式で算定した額

種 別	計算式
ポンプ車等	レンタル料（上限 25,500 円） / 日 × 借上日数 × 75% → <u>レンタル料 × 75%</u>
ポンプ（発電機 借上げ含む）	レンタル料（上限 4,500 円） / 日 × 借上日数 × 75% → <u>レンタル料 × 75%</u>

- ③ 【購 入】取水のために新たに購入したポンプ・ホース等の購入代金（更新は対象外）とし、次の計算式で算定した額

※新規購入の場合でも個人で購入したものは対象となりませんが、個人購入したものを農家組合等の名義として購入し、引き続き管理を農家組合等が行うものについては対象とします（領収書等の名義は農家組合等）。

※「1事業主体」の農業者は個人でも対象となります。

種別	計算式
ポンプ	購入費（上限 126,000 円） × 購入台数 × 75%
ホース	購入費（上限 12,000 円） × 購入本（巻）数 × 75%
ポリタンク（500ℓ）	購入費（上限 39,000 円） × 購入台数 × 75%

※ 複数の支援内容について補助申請する場合は、項目ごとに支払内容が容易に判別できるように資料の整理をお願いします。

3 実施基準

次の①か②のいずれかの地域であって農作物が作付不能又は枯死の恐れがあると市長が認めた場合

- ① 気象庁新潟地方気象台が管理する市内観測所において次のいずれかを満たす地域
 - ア) 連続干天日数（日雨量 5 ミリメートル未満の干天日）が 20 日以上の地域
 - イ) 30 日間の総雨量が 100 ミリメートル未満の地域
- ② 水利を管理する必要があると市長が認めた地域

4 事業対象期間

令和5年8月8日から令和5年9月30日まで

5 申込方法

(1) 申込提出書類

- ・魚沼市渇水対策事業補助金交付申請書兼実績報告書
- ・渇水対策事業積算表
- ・事業内容及び事業量がわかる書類
- ・位置図（実施対象エリア）
- ・実施状況写真
- ・経費の支払を証明する書類（請求書・領収書等）
- ・補助金振込先口座情報の写し

(2) 申込期限 令和5年10月31日（火）

(3) 提出先 魚沼市役所 産業経済部 農政課（本庁舎2階17番窓口）

(4) その他

- ・「(1) 申込提出書類」に示した書類に不足がある場合は、補助金の交付を受けられない場合がありますので御注意ください。
- ・様式のデータが必要な場合は、ホームページからダウンロードいただくか、メールにてその旨をお伝えください（返信メールに様式添付します）。
魚沼市ホームページ <https://www.city.uonuma.lg.jp/page/1016020.html>
または、農政課窓口までお越しくください。

お問い合わせ先：魚沼市農政課

〒946-8601 新潟県魚沼市小出島 910

TEL 025-793-7647 FAX 025-793-1016

e-mail:nousei@city.uonuma.lg.jp